

ひかくほう

News
Letter

第53号

発行所/日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

日独弁護士職業法シンポジウム —弁護士の独立と利益相反の禁止—

“Japanisch-deutsches Berufsrechtsforum 2017”

日本比較法研究所 所員
森 勇



日本比較法研究所は、ドイツ・ケルン大学弁護士法研究所との協働のもと、これまで2回にわたり、弁護士職業法ないしは弁護士を取り巻く環境に関する研究集会を開催してきた。第1回目は、同研究所共同代表であるマルティン・ヘンスラー (Martin Henssler) 教授を招いて2012年11月10日に中央大学市ヶ谷キャンパスで開かれた「職業法としての弁護士法の現在問題」と題するフォーラムである。このフォーラムでは、弁護士を取り巻く環境とその問題点の日独比較をテーマに取り上げ、その成果は、日本比較法研究所研究叢書93『ドイツ弁護士法と労働法の現在』に収録されている。これを受けて、2014年10月18日、ケルン大学弁護士法研究所共同代表であるハンス・プリュッティング (Hanns Prütting) 教授と弁護士法の権威である実務家スザンネ・オフィーマン-ブリュッハルト (Susanne Offermann-Burckart) 博士を招いて、日本弁護士連合会の共催そして独日法律家協会 (Deutsch-Japanische Juristenvereinigung) の後援のもと、中央大学駿河台記念館において第2回目の研究集会として、「リーガルマーケットの展開と弁護士の職業像」と題するシンポジウムを開催した。このシンポジウムでは、「弁護士業務の専門化と専門表示」、「企業内弁護士と弁護士法」という2つのテーマを取り上げ、ドイツから専門家を招聘し、国内から、企業法務の実務家・専門家を招いて団体内弁護士の有り様および専門弁護士制度を掘り下げた。この成果は、日本比較法研究所研究叢書102『リーガルマーケットの展開と弁護士の職業像』に収録されている。

2014年度からは、日本比較法研究所に「弁護士業務の専門化」をテーマとする共同研究を立ち上げ、2015年6月には、招待を受け、森がドイツの弁護士大会 (Deutschen Anwaltstag) に参加し、2016年3月にはドイツ連邦弁護士会 (Bundesrechtsanwaltskammer) から、日本弁護士連合会に、今回のシンポジウムへの協力要請が出され、同年9月には、ドイツ・ケルン大学から、弁護士法の専門化であるマティアス・キリアン (Matthias Kilian) 教授を招聘し、日本弁護士連合会との共催で、セミナー「弁護士の守秘義務と秘匿特権」を開催するなど、研究・交流を進めてきたところである。

そして2017年4月8日土曜日、中央大学後楽園キャンパスで開催された本シンポジウムは、研究集会の第三弾と言ってよい。

本シンポジウムは、第2回目の研究集会と同じくケルン大学弁護士法研究所および日本弁護士連合会との共催に加え、ドイツ連邦弁護士会およびドイツ弁護士協会 (Deutschen Anwaltverein) との共催のもと、独日法律家協会の後援をえて開催されたものである。ドイツ弁護士界の国際協働に対する関心の高さを示すものであろう。

本シンポジウムのテーマは、第1部「弁護士の独立性」と第2部「弁護士による利益相反の禁止」である。いずれも、自由職業としての弁護士のコアバリューである。

まずは日本比較法研究所所長伊藤壽英教授より開会の挨拶をうけて、独日法律家協会会長ヤン・グロテア (Jan Grotheer) 氏より祝辞が述べられた。そののち、総合司会者である森より、各共催団体および後援団体の紹介と本シンポジウムの趣旨の説明がなされた。

第1部 弁護士の独立性 司会：森勇教授 (中央大学法科大学院)

本セッションでは、まず司会者より、弁護士の独立は、市民の権利擁護の担い手その延長線上にある法治国家の守護者としての弁護士にとり不可欠なポジションであるが、従前は、国家からの独立がメインテーマであった。しかし現在は、それに加え、あるいはそれ以上に依頼者・雇用者さらには資金の担い手からの独立が重要となっていることをふまえた議論が必要となっているとの指摘がなされた。

続いて、ケルン大学弁護士法研究所共同代表ハンス・プリュッティング教授より、「ドイツ職業法における独立性について」との表題のもと、「独立性」という要請の多様性が指摘されるとともに、これをふまえて独立性に対し考察が加えられた。



ヴォルフガング・エバー弁護士

次に、ドイツ弁護士協会前会長のヴォルフガング・エバー (Wolfgang Ewer) 弁護士から、「ドイツにおける弁護士の独立性に関する現在問題」として、異業種間共同、外部出資者 (特に ABS) そして、弁護士を国家の手段化する傾向に対して警鐘が発せられた。最後の点は、マネーロンダリング法に定められた届出義務にみうけられる傾向を指すものである。この傾向はかなり危険なものであるが、EU などの動向を見るとわが国の弁護士の足下にもひしひしと迫ってきているように思われる。



第1部 報告者・コメンテーター

日本側からは、長年弁護士法との取り組みをしてこられた元東京高裁裁判官、本学法科大学院教授である加藤新太郎氏より、「日本における弁護士の独立性」について報告がなされた。本報告は、これまでのわが国における議論を思い、わが国に於ける独立性についての研究の活性化を促すものといつてよからう。

上記の豊富な問題提起を受けて、弁護士の独立性に関わる具体的問題、たとえば団体内 (企業内) 弁護士の独立性、ABS の問題などについて活発な質疑が行われた。その内容については、本シンポジウムの報告書として刊行予定の日本比較法研究所研究叢書に譲ることとしよう。



ハンス・プリュッティング教授

第2部 弁護士による利益相反の禁止 司会：佐瀬正俊弁護士

午後に行われた第2セッションのテーマは、弁護士にとり最も危険なシチュエーションの一つとあってよい利益相反である。司会の労をとっていただいた佐瀬弁護士は、本研究所の誌友であり、また私が代表を務める共同研究グループにもご参加いただき、本研究所の嘱託研究所員でもある。



マルティン・ヘンスラー教授

司会者より、利益相反問題が弁護士間でもかなりクローズアップされてきていること、ただ、比較検討の前提として、日本では問題とされる行為が箇条・列挙されているのに対し、ドイツでは、弁護士法上まずは一般条項となっており、加えて、わが国で問題となった遺言執行者の問題については明文の規定があることが紹介された。

続いて、ケルン大学弁護士法研究所の共同代表であるマルティン・ヘンスラー教授より、主に個々の弁護士に関しての規律に関する、「相反する利益代理の禁止—ドイツ弁護士法の永遠のテーマ」および共同して業務を営む他の弁護士についての規律を取り上げる「共同事務所における利益相反」と題する二つの報告がなされた。なお、後者は、



佐瀬正俊弁護士

ケルン大学弁護士法研究所のキリアン教授が報告する予定であったが、ご家族のやむを得ない事情から来日できず、ヘンスラー教授に、キリアン教授の作成にかかる報告書をベースに報告していただいたものである。もっとも、時折、「キリアン氏はこう言っているが、私はそうは考えない」といった発言がなされ、ドイツにおける利益相反禁止に関する問題の「根」の深さを感じさせられた。

次に、元大宮法科大学院学長で、弁護士法に関する論攷も多く、特に利益相反の問題に造詣が深い、柏木俊彦弁護士から、日本における利益相反の問題についての報告がなされた。従前あまり問題視されていないように思われる、一部についてわが国では、「同意」を得れば開放されるとしているが、はたしてそれで良いのかという問題提起は新鮮であったように思う。



柏木俊彦弁護士



ウルリッヒ・ヴェッセルス弁護士

実態調査によると、ドイツ、特にその中小都市では利益相反のために受任できなかったことを経験したことの少ない弁護士のほうが少ない。円滑な受任・円滑な事業遂行を拒む高い障壁となっている。こういった事態に悩むドイツの弁護士界を代表するかたちで、ドイツの利益相反問題を報告してくれたのが、ハム弁護士会会長で連邦弁護士会副会長を務めるウルリッヒ・ヴェッセルス (Ulrich Wessels) 弁護士である。その実務に根ざした報告は、利益相反のリスクは、常にそこにあることを摘示してくれた。また、わが国の弁護士研修で使われている事例を取り上げ、ドイツだとどのように評価されるかを講評してくれたことは、実定法既定にずれのある彼我の利益相反問題をブリッジしてくれ、今後の比較研究に良い足がかりを提供してくれた。余談だが、ヴェッセルス弁護士は、わが国でもよく知られたドイツの刑法学者ヴェッセルス教授のご子息とのことである。



第2部 報告者・コメンテーター

最後に東洋大学法科大学院の坂本恵三教授による問題点の整理と今後の課題がコメントとして披瀝され、休憩の後、引き続き、様々な意味で示唆に富んだ興味深い質疑応答がなされた。その内容については、第1部の場合と同じく、今後刊行予定の本シンポジウムの報告等を収録した日本比較法研究所研究叢書に譲ることとしよう。ただ、ひとつ付言させていただきたいのは、利益相反禁止は何に由来するかについての英米系の理解とドイツないしは大陸系の理解の差は、禁止の射程ないしはそこからの開放要件の差に反映しており、この点を乗り越えないと、グローバルスタンダードの形成にはほど遠いのではないのかということである。

第2セッションの終了後、共催者である日本弁護士連合会を代表して、同連合会副会長で第二東京弁護士会会長の伊東卓氏に、全体を俯瞰する形でのコメントをいただき、最後に、「本シンポジウムは、実のところ問題の解決に資したというよりも、かえって問題をその質量とも増やす結果になった」との総括とはとてもいえない総合司会者の言葉をもって散会の運びとなった。

シンポジウムのオフィシャルパート終了後、懇親会が本研究所のご厚意により開かれ、ここでも、いわゆる延長戦が繰り広げられるとともに、知己を深める良い機会となった。

本シンポジウムを滞りなく行うことができたのは、本研究所のスタッフとかなりハードな同時通訳に挑んでいただいた同時通訳諸兄弟の支援に負うところ大であり、この場を借りて皆さんにお礼を申し上げたい。

本シンポジウムの報告書として今年度刊行する日本比較法研究所研究叢書には、本シンポジウムの報告・主なコメントだけでなく、テーマに関する近時の重要な論文の翻訳も収録する予定で準備を進めている。刊行の折にはご覧いただければ幸いである。



会場の様子

日独弁護士職業法シンポジウム—弁護士の独立と利益相反の禁止— “Japanisch-deutsches Berufsrechtsforum 2017”

日時：2017年4月8日（土） 9：45～17：30

場所：中央大学後楽園キャンパス3号館10階

主催：中央大学・日本比較法研究所

共催：日本弁護士連合会・ケルン大学弁護士法研究所・ドイツ連邦弁護士会・ドイツ弁護士協会

講演言語：日本語・ドイツ語（同時通訳あり）

助成：科学研究費助成事業（JSPS 科研費15K03251）

10：00－12：15 第1部 弁護士の独立性

司会：森 勇（中央大学法科大学院教授）

ドイツ職業法における独立性について

Prof. Dr. Hanns Prütting（ケルン大学弁護士法研究所）

ドイツにおける弁護士の独立性に関する現在問題

Prof. Dr. Wolfgang Ewer（弁護士・ドイツ弁護士協会前会長）

日本における弁護士の独立性について

加藤 新太郎（中央大学法科大学院教授・元東京高裁裁判官）

13：30－17：15 第2部 弁護士による利益相反の禁止

司会：佐瀬 正俊（弁護士）

連邦弁護士法および弁護士職業法における利益相反の禁止について

Prof. Dr. Martin Henssler（ケルン大学弁護士法研究所）

弁護士の事業協同における利益相反について

Prof. Dr. Matthias Kilian（ケルン大学弁護士法研究所）

日本における利益相反の問題について

柏木 俊彦（弁護士・元大宮法科大学院学長）

ドイツの実務における利益相反の諸問題

RA Dr. Ulrich Wessels（ハム弁護士会会長・連邦弁護士会副会長）

コメント：坂本 恵三（東洋大学法科大学院教授）

総括：森 勇（中央大学法科大学院教授）

2018年度、日本比較法研究所は創設70周年を迎え、 「グローバル化を超えて：アジア・太平洋地域における比較法の将来」 をテーマとする企画を実施する計画を進めております

昨年度から、記念企画検討委員会を設置して検討を進めており、「グローバル化を超えて：アジア・太平洋地域における比較法の将来」をテーマとし、憲法・契約法・コーポレートガバナンス・サイバー犯罪の4つの主要な法領域を選び、とくに本学および当研究所と縁の深い各国研究者に協力をいただき、現在の比較法的課題を議論するシンポジウムを開催し、その成果を翌年に公刊する計画です。シンポジウムの開催は2018年11月または12月を予定しています。ご期待ください！

チュレーン・ロースクール滞在記

日本比較法研究所 所員 北井 辰弥



メイヤー法学部長を表敬訪問

昨年の2016年9月に、交流協定の一環として、チュレーン・ロースクールに3週間滞在し、講義をおこなう機会をえた。ルイジアナ州ニューオーリンズに位置するチュレーン大学は、いわずとした南部屈指の名門大学であり、1986年以来、中央大学法学部および日本比較法研究所と交流を重ねてきた。もっとも、集中講義(週3日)の形で正規の授業を担当し、試験の採点までこなすことは相当の負担である。当初は中大側の派遣教員がなかなかみつからないという状況が続いたが、2007年以降は、ほぼ隔年で派遣がなされている。私は、英米法が専門ではあるが、アメリカのロースクールには留学すらしたことはなく、授業を担当することができたのは、ひとえに長年の交流のおかげである。

9月の文字通り焼けるような暑さのなか、空港からタクシーでロースクールのビルにたどり着き、メイヤー学部長を表敬訪問したあと、職員の方に研究室とゲストハウスに案内してもらった。(ゲストハウスの書齋には、ローレビューと判例集が壁一面にあり、インテリアにははもったいないなど不謹慎なことを考えたが、のちにこれらが結構役にたった。)翌日から早速授業が始まるので、学生の名簿を受け取ったり、諸注意を聞いたり、メールアドレスを作ったりと、事務作業が相当あった。幸いなことに教員4名につき一人の秘書がいて、プリンターを持参しなかったのも、レジュメの印刷などでは大いに助けられた。

派遣前、先方から講義のテーマは任意ということだったが、日本で留学生に対して日本法を伝えてきた経験があったので、「日本法 Japanese Law」という講義をおこなうことにした。受講生は聴講生を含めて10名で、学生はみな、子供の頃に日本に住んでいたとか、何らかの形で日本と関係のある学生たちであった。授業は、西洋法継受の歴史、憲法、契約法、刑事法を扱いながら、毎回、「忘れられた忘れえぬ人々」と題して、日本とゆかりの深いアメリカ人をとりあげた。タウンゼント・ハリス、ラフカディオ・ハーン、ヘンリー・ウィグモア、ベン・ブレイクニ、ベアテ・シロタ、そしてマドンナ(後楽園球場のコンサート中止をめぐる東京地裁判決を検討した)といった人々である。

ニューオーリンズから日本に移り住んだラフカディオ・ハーンについては、大学内に彼のコレクションルームがあることを学生の一人が教えてくれた。ただ、日本で教鞭をとり後に証拠法の第一人者となったウィグモアが本当に忘れられていたことはショックであった。学生たちは、こうした話題を楽しんでくれたようだが、さすがロースクール生であり、開講早々、日本で学部レベルの留学生に話している内容では、情報量が足りないことに気づかされ、その後は日本の判例を英語に翻訳する作業に追われることになった。



授業風景

当初は、第一週の週末はベン・ブレイクニに関する調査のため、オクラホマに行くつもりでいたが、授業の予習が追いつかず断念した。それでも、オクラホマ州の弁護士会会報など、日本では入手できない資料を大学図書館の司書の協力をえて、収集することができた。また、ダウタウンには、ルイジアナ州最高裁があり、そちらの法律図書室にも通ったが、チュレーン大学の司書たちとは知り合いのようで、共通の知人がいることがわかると、貴重書の写真撮影なども特別に許可してくれた。



大学ゲストハウスの書斎

このように、授業の準備と資料収集の毎日だったが、副学部長のダンバラギアン教授が、私が滞在中であることと、日本への派遣に興味がある者は面談するよとのメールを全教員に流すと、派遣希望とは関係なく複数の教員から食事やお茶の誘いを受けるようになった。日本の場合、最初に歓迎会を盛大にやるものの、あとはどうぞ勝手にという感じだが、こちらでは、来日したことのあるアデイス教授、ワン教授を含め、毎日のように誰かしらと会っていた。環境法のハーク教授からは、日本の判例(日光太郎杉事件)を彼の環境法の授業で説明しろといわれて慌てたが、お礼にとご自宅のディナーに招待された。あるいは私を招待するための口実であったのかもしれない。このように滞在の

後半はサザンホスピタリティを実感することができた。一対一で会うことが多かったせいで、各教員とは、ときに専門について、またときにチュレーンの内情について、話がきけたのも得難い経験だった。

チュレーン滞在前から、是非とも会いたいと思っていた契約法のゴードリー教授と比較法のパーマー教授については、若手の教員を介して自分から面会を申し入れた。ゴードリー教授には、これまで日本語で発表してきたテーマのなかから、彼なら興味を覚えるだろう内容を、いろいろまくしたてたが、即座に反論がかえってきて、さながら口頭試問のようだったが、最後に「平均的な契約法の教授よりもアメリカ契約法に詳しい」といわれ、まずはほっとした。その後、サイン入りの自身の新刊本をわざわざ届けにきてくれた。また、別の契約法の教員から、残念ながら帰国後だったが、ゴードリー教授から私に会えといわれたとメールが届いたのは嬉しかった。比較法の大家のパーマー教授との会見も、彼の混合法系の考えについて、意見を

交換することができた。パーマー教授はメールはあまり好まないのか、帰国前に、美しい筆記体の手紙をいただき大いに恐縮した。

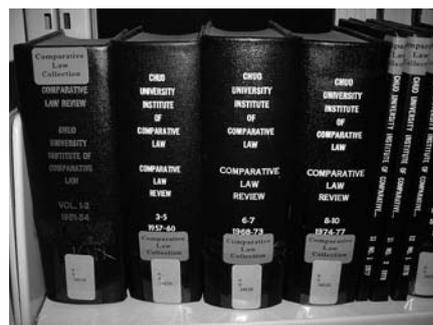
教員たちと親しくなるにつれ、授業を実際に見学させてもらうことができた。先ほどのハーク教授の授業は、LLMの学生向けの授業で、リラックスした雰囲気だったが、一年次に配当されていた刑法などは、座席も決められていて、緊張感が伝わってきた。学生は、何か気の利いた質問や発言をしなければとピリピリしていた。聴講した日の事案は、普通の拳銃と勘違いして、規制対象の自動小銃を所有していたというものであった。教員が、拳銃にしかみえない自動小銃なんてあるのかと発言すると、いっせいに手が上がり、手元のノートパソコンの画面などを教員にみせて、競って銃の説明をし始めたのは、アメリカならではの経験だった。「制定法解釈」という科目があり、判例法の国の制定法解釈ということで、興味を覚え参加したが、授業では、

連邦最高裁の誰々判事の解釈の癖はこうだとか、こちらアメリカらしい授業であった。また、憲法記念日 Constitution Day とも重なり、ロースクール主催の市民向けの講演会にも参加することができた。トランプ支持者とおぼしき市民がさかんに法制度の現状を批判していたのが印象的だった。

ほとんど毎日のように大学に行き、授業を聴講したり、図書館で調査したり、職員に相談したりと(英語で試験問題を作ったことがなかったので、指示文の書き方などを教えてもらった)、充実した滞在であった。帰国の前日によく迷子にならなくなったロースクールの廊下を歩いていると、めずらしくメイヤー学部長と会い、そこで「すっかりこのコミュニティの一員になりましたね」と声をかけられた。社交辞令にしても、親切にしてくれた人々の顔を思い出し、誇らしさとともにさみしさもこみあげてきた。もちろん、私が歓迎されたのは、先人たちの交流のおかげであり、チュレーンと中央大学の交流がさらに発展することを心から願っている。帰国後に多摩の研究室に一人の学生から感謝の気持ちをつづったカードが届いたことも、この夏の思い出に花を添えるものとなった。



大学前の通りはその名も Law Rd. (一方通行)



我が「比較法雑誌」
(創刊号から製本・収蔵されていた)

所員会の開催について

6月30日(金)に、第27期第4回所員会が開催され、所員人事、共同研究メンバーの変更、70周年記念事業の実施計画、外国人研究者の受入、講演会等の開催、自己点検の実施等について審議されました。

新任所員紹介

新たに4名の先生方を所員にお迎えしました。



佐藤 文彦 (さとう ふみひこ)
博士(法学)(中央大学)。名城大学法学部教授を経て2017年より法学部教授。専門は国際取引法・国際私法。



滝沢 誠 (たきざわ まこと)
博士(法学)(中央大学)。専修大学法務研究科教授を経て2017年より法務研究科教授。専門は刑事法学(刑事訴訟法)。



徳本 広孝 (とくもと ひろたか)
修士(法学)(東京大学) 首都大学東京法科大学院教授を経て2017年より法学部教授。専門は行政法。



中坂 恵美子 (なかさか えみこ)
修士(法学)(名古屋大学)、国際学修士(シェフィールド大学)。広島大学社会科学部教授を経て2017年より文学部教授。専門は国際法。

2017年度の研究体制について

◇メンバー

名誉研究所員 21名、研究所員 105名

客員研究所員 19名、嘱託研究所員 273名

◇共同研究グループ ※「テーマ」(代表者)

- 1「米国刑事法の動向の研究」(堤 和通) / 2「犯罪学・被害者学の比較研究」(伊藤康一郎) / 3「憲法裁判の基礎理論」(畑尻 剛) / 4「法とコンピュータ」(津野 義堂) / 5「日独会社法の当面する問題の比較法的研究」(丸山 秀平) / 6「英米の近時の刑事立法の研究」(中野目善則) / 7「ドイツ刑事判例研究」(曲田 統) / 8「紛争解決の手続法的課題」(二羽 和彦) / 9「女性の権利」(植野妙実子) / 10「現代議会制の比較法的研究」(植野妙実子) / 11「現代アメリカ商取引法の研究」(平泉 貴士) / 12「家族の現代の変容と家族法」(野澤 紀雅) / 13「金融取引に関する比較法的研究」(伊藤 壽英) / 14「電子商取引・電子決済と法制度に関する総合的研究」(福原 紀彦) / 15「アメリカ統一商事法典

- (UCC)研究」(伊藤 壽英) / 16「労使関係の現代的展開と労働法」(山田 省三) / 17「「権利」をめぐる法理論」(松原 光宏) / 18「法オントロジーの研究」(津野 義堂) / 19「21世紀におけるコーポレート＝ガバナンスの在り方」(丸山 秀平) / 20「少年法制の比較法的研究」(小木曾 綾) / 21「国際法過程の研究」(北村 泰三) / 22「損害賠償制度の比較法的研究」(北井 辰弥) / 23「環境法政策の国際比較研究」(牛嶋 仁) / 24「生命倫理と法」(只木 誠) / 25「日韓刑事司法制度の比較研究」(柳川 重規) / 26「日中公法の比較研究」(通山 昭治) / 27「多角的(および多数当事者間)債務関係の比較法研究」(遠藤 研一郎) / 28「弁護士と弁護士法の現在問題」(森 勇) / 29「英米法系の公法とその日本法への影響に関する研究」(佐藤 信行) / 30「日本法の英語による情報発信に関する基盤辞書辞典研究」(佐藤 信行) / 31「高等教育に関する法と制度の比較研究」(早田 幸政) / 32「司法アクセスの普遍化の研究」(大村 雅彦) / 33「オーストリア共和国法の比較法的研究」(鈴木 博人) / 34「知的財産と情報に関する比較法的研究」(堀江亜以子) / 35「アジア法の多様性と法の支配確立に関する研究」(伊藤 壽英) / 36「サイバーセキュリティに関する研究」(中野目善則) / 37「消費者契約法の比較法的研究」(宮下 修一) / 38「スペイン語圏法と日本法の比較研究」(目賀田周一郎)

招聘予定の外国人研究者

▽9月22日から28日まで

PD Dr. Karin Schulze Buschoff (カリン・シュルツェ・ブショフ博士) ドイツ経済・社会学研究所(W S I)。専門は労働市場政策。

▽11月2日から12月1日まで

Prof. Dr. Volker Lipp (フォルカー・リップ教授) ドイツ・ゲッティンゲン大学。専門は民法。

▽11月21日から12月7日まで

Prof. Christopher Kuner (クリストファー・クナー教授) ベルギー・ブリュッセル自由大学・ブリュッセルプライバシーハブ研究所。専門は法律。

▽2018年1月8日から28日

Associate Prof. Stacey Steele (ステイシー・スティール准教授) オーストラリア・メルボルン大学。専門は日本法、銀行法。

最近の講演会

▽ Prof. Donald R. Rothwell (ドナルド・ロスウェル教授) オーストラリア国立大学

2月28日(火)「島と国際法」、3月7日(火)「南シナ海と紛争解決」

▽ Prof. Hanns Prütting (ハンス・プリュッティング教授) ケルン大学

4月10日(月)「和解担当裁判官、ミディエータ、調停人—どこがどのようなことになるのか?—」

▽ Associate Prof. Daniel Puchniak (ダニエル・プチュニアク准教授) シンガポール国立大学

4月15日(土)「アジアにおける社外取締役の態様とその分類」

▽ Dr. Hector Arturo Oropeza Garcia (エクトールアルトゥーロ・オロペサ ガルシア博士) メキシコ国立自治大学法律研究所・研究員

6月9日(金)「NAFTA 再交渉とその法的、政治的影響」、6月15日(木)「大西洋から太平洋へ…米中関係の新たな課題」(講義)

▽ Prof. Pierre-Yves Monjal (ピエール・イヴ・モンジャール教授) フランソワ・ラブレール・トゥール大学

6月21日(水)「欧州連合司法裁判所とイスラム: 私企業におけるスカーフ着用禁止問題と基本権」

▽ 段 匡 教授 (ダン キョウ教授) 復旦大学法学院

7月15日(土)「現代中国における土地法の諸問題」

新刊図書ご紹介

ジェームズ・C・ハウエル、マーク・W・リップシ、ジョン・J・ウィルソン著、中野目善則訳

日本比較法研究所翻訳叢書78『証拠に基づく少年司法制度構築のための手引き』(James C. Howell, Mark W. Lipsey, John J. Wilson, "A Handbook for Evidence-Based Juvenile Justice Systems", 2014, Lexington Books) (中央大学出版部 2017年5月25日刊行)

本書は、少年非行の予防から犯行後の非行少年の社会への再統合までの全体を視野に入れた、多機関連携による非行の予防・減少を実現する「包括戦略(Comprehensive Strategy)」に立つ少年司法システムの構築を論じている。犯行・再犯に通ずるリスク要因と非行の阻止に通ずる保護要因(社会化促進要因)、再犯リスク、メタ分析により有効性が確認されたプログラム等を踏まえた、非行少年対策、少年の健全育成対策を論じており、手法は科学的である。

本書の、比較対照群を用いたデータのメタ分析を基礎とする、非行の予防・減少に効果のあるプログラムを軸とする「包括戦略」は、米国の少年裁判所制度の出発当時の議論とは相当に異なっている。シカゴの少年裁判所に始まる“Parens Patrie”(「国親思想」)に立つ、悪い環境から少年を引き離して善導するという考え方が、我が国の少年法にも大きな影響を及ぼしてきているが、本書は、少年司法の要は、家庭の健全な機能の強化にあると論じている。他方、米国では、近年、少年を刑事裁判所に送るかまたは刑罰を強化して臨む対処へのシフトが多く見られてきたが、本書は、かかる方策とは異なり、非行をもたらすリスク要因と保護要因を踏まえた非行の予防・減少と、非行の進行度・程度に応じた段階的対処を基礎とする非行少年の社会への再統合を説き、できるだけ施設に収容しないディヴァージョンなどの方法を通じた非行の予防・減少策を重視している。本書は、非行少年収容施設や成人刑務施設に少年が多く送られ、刑罰を中心とする対処がなされてきている近年の米国における動向に疑問を呈し、本書の包括戦略の方が、ずっと少ない費用で犯行・再犯を予防・減少させ、社会の安全を確保できることを説いている。

本書は米国の状況の課題に応えようとしたものだが、我が国の少年サポート・チームなどの活動に理論的基礎を提供するとともに、データのメタ分析を基礎とする最新の科学的知見による少年司法制度の構築を説いており、非行少年について18歳を境に成人の刑罰制度により扱うべきか否かが議論されている今、参考とされるべき重要な視点を提供している。(中野目 善則 記)

編集後記

本誌の編集を担当して参りましたが、今回のチュレーンの報告が実は初めての原稿です。紙面を頂戴しながら、現地の比較法研究の状況には踏み込めず、印象記になってしまいました。活発な比較法研究・

講義が行われているという期待を抱き、ルイジアナ民法典を勉強して赴きましたが、シヴィルローの専攻者は減少しているとのことで、担当したクラスでも一人だけでした。日本における比較法研究の将来についても考えさせられた滞在でした。編集後記というより追記となってしまいました。(北井記)